

小規模校支援型遠隔授業の通年実施について

2025年5月
高校教育課・高校教育改革推進室

■ 実施概要

水戸桜ノ牧高等学校常北校（城里町）を配信拠点とし、各受信校の**情報Ⅰ**を遠隔授業にて**通年で実施**する。

【受信校】 磯原郷英高等学校(北茨城市) ・ 茨城東高等学校（茨城町）
⇒1学年 2クラス 計35名 ⇒1学年 2クラス 計41名

■ 導入の背景等

- ・ 学校の小規模校化により、多様な科目選択を可能とするための教員の確保に課題。
- ・ 茨城県の県立高校においても、中卒者数減等により今後も1学年2学級規模以下の学校が増加する可能性。
- ・ 2022年度より「情報Ⅰ」が共通必修科目となり、全ての生徒がプログラミングやデータ活用等について学習するとともに、2025年度入試からは大学入学共通テスト科目に「情報Ⅰ」が追加されるなど、教科「情報」の重要性は高い。

⇒ これらの背景と課題に対応するため、

令和7年度より「情報Ⅰ」の授業において、「小規模校支援型遠隔授業」を開始。

遠隔授業の制度について



①「合同授業型」

【目的】多様な意見や考えに触れたり、協同して学習に取り組んだりする機会の充実

【実施方法】各校の生徒・教員が合同で授業を実施

②「教師支援型」

【目的】授業の質の向上、教員の資質向上

【実施方法】外部の専門家等による授業を実施（※該当免許をもった教員が必要）

③「教科・科目充実型」⇐ 小規模校支援型遠隔授業が該当

【目的】小規模校等において多様な科目選択を可能にするなど学習機会の確保

【実施方法】別の学校にいる教員と同時双方向の通信により授業を実施

生徒数	同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること（高等学校設置基準第7条）
配信教員	受信側の高等学校等の身分を有すること（兼務発令） 学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること
受信側	原則として教員を配置するべきであること（ <u>免許教科は問わない</u> ）
生徒の評価	単位認定等の評価は、 配信側の教員が行うべき であること（受信側教員はそれに協力）
対面授業	遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、 対面により行う授業を相当の時間数行うこと （具体例：年間2単位時間以上）
その他	遠隔授業による単位認定は36単位を上限とすること

各校教員の対応について

◆配信校（水戸桜ノ牧高等学校常北校）

配信教員

情報の専門教員を1名配置

■業務内容

- ・遠隔授業「情報Ⅰ」の実施
- ・受信校での対面授業の実施（1学級あたり年間2時間以上）
- ・生徒の評価
- ・受信校と協議の上、配信スケジュール等（時間割・年間指導計画）を作成
- ・常北校の情報Ⅰ・Ⅱの授業（対面）を担当

支援員

遠隔授業の様々なサポートを行う実習助手を1名配置

■業務内容

- ・受信校や高校教育課との連絡調整（受信校との時間割の調整など）
- ・機材の整備・設定補助
- ・授業のサポート（例：動画撮影・トラブル対応など）
- ・配信教員が休む際（体調不良時等）の連絡調整

◆受信校（磯原郷英高等学校、茨城東高等学校）

立会教員

受信校教員による遠隔授業への立会

- ・立会教員の免許教科は問わない
- ・必ずしも毎回同じ教員である必要はない

■業務内容

- ・機材、配付資料などの準備
- ・遠隔授業における補助、机間指導
- ・生徒評価の補助

